

沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科学位論文（課程博士）審査規則
（平成8年4月25日評議会決定）

改正 平成12年9月29日

平成19年4月26日

平成24年12月20日

（趣 旨）

第1条 沖縄県立芸術大学学位規程第6条に基づく博士（芸術学）の学位のうち課程博士の審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 課程博士の学位を申請できる者は、後期博士課程において必要な研究指導を受け、かつ所定の単位を修得見込み又は修得した学生とする。

2 前項の申請にあたっては、あらかじめ、所属する研究領域の指導教員の承認を得るものとする。（申請手続等）

（博士論文等）

第2条の2 この規程において「博士論文等」とは、比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏をいう。

第3条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類等を当該研究科長に提出するものとする。

- （1）博士論文等
- （2）博士論文等目録
- （3）博士論文等要旨（2000字以内）
- （4）履歴書

2 課程博士の学位申請は、予備申請と本申請とし、当該研究科長の指定する期日までに行うものとする。

（審査委員会）

第4条 審査委員会は、提出された博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野の教授及び関連分野の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野又は関連分野の准教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、主査は、原則として、当該学位申請者の属する研究分野の指導教員とする。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

（試験の方法）

第5条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第7条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第8条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第9条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第10条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、当該博士論文等を求めに応じて閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日）

この規則は、平成12年9月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月26日）

この規則は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月20日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。